

## 愛知県立大学における障害学生支援としての合理的配慮の提供に関する基本方針

本学では、「障害者差別解消法」および「障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供指針（文部科学省）」に基づき、障害のある学生が他の学生と平等に教育を受ける機会を確保できるよう、合理的配慮（修学支援）の提供に取り組んでいます。

以下は、合理的配慮を検討・提供する際の、本学における基本的な考え方です。

### 1. 学生本人を「成人」として尊重します

本学では、学生本人を一人の成人として尊重し、本人の意思を最も重要な判断基準とします。

ご家族等からの相談を参考として伺う場合がありますが、合理的配慮の内容や支援方針の決定は、学生本人との対話に基づき進めます。

### 2. 合理的配慮は「本人からの申請」を前提に検討します

合理的配慮は、学生本人からの申請、必要資料の提出、ならびに面談を通して確認を行います。確認した申請内容をもとに、関係委員会において教育上の必要性および実施可能性を踏まえて協議し、提供内容を決定します。※高等学校在学時や入学試験時に認められた配慮内容が自動的に継続されるものではありません。

### 3. 教育の本質的変更を伴わない範囲で提供します

合理的配慮は教育機会の公平性を確保するための調整であり、教育課程の本質的変更を行うものではありません。そのため、授業到達目標や学習成果の変更、成績評価基準の変更・免除、授業内容そのものの変更、他の学生と著しい不公平が生じる対応等は、合理的配慮として認められない場合があります。

### 4. 教育機関にとって過重な負担とならない範囲で提供します

合理的配慮の可否および方法については、教育上の必要性、実施可能性、人的・物的体制、財政的負担、他の学生への影響等を総合的に考慮して判断します。その結果、申請内容と異なる支援方法を提案する場合があります。

### 5. 支援内容は大学として組織的に決定します

合理的配慮の内容は、授業担当教員や特定の職員が単独で判断するのではなく、関係委員会等の承認を経て、大学として統一基準に基づき決定します。

### 6. 合理的配慮（修学支援）内容は再相談・見直しが可能です

合理的配慮の内容は、学生の状況や授業環境の変化に応じて見直されることがあります。

原則として、学期または年度ごとに確認・更新を行います。\*合理的配慮は過去に遡って適用されません。

### 7. 個人情報適切に管理します

障害の有無・診断書内容・支援内容等の個人情報は、本人の同意がない限り、家族を含む第三者に開示しません。本学は、個人情報保護法及び大学の個人情報保護に関する規程等に基づき、適切に管理を行います。\*生命、身体の保護のため法令に基づく例外が適用される場合を除きます。

### 8. 大学と学生が協働して支援をつくります

合理的配慮を円滑に実施するためには、大学と学生が協働して支援を構築することが重要です。次に挙げるような協力が学生本人から得られない場合には、支援内容の保留・見直しを行うことがあります。

- ・学修上の困難について大学へ説明すること
- ・必要な手続きおよび面談に参加すること
- ・支援内容を理解し適切に利用すること
- ・状況の変化があった場合に大学へ相談すること等